

学校グラウンド照明ＬＥＤ化工事

北小学校

山王小学校

南小学校

江名子小学校

図 面 目 録

	図面番号	図 面 種 類
〔電気設備図〕	1	電気設備工事仕様書 1
	2	電気設備工事仕様書 2
	3	北小学校 グラウンド照明配置図
	4	北小学校 グラウンド照明改修機器一覧表
	5	山王小学校 グラウンド照明配置図
	6	山王小学校 グラウンド照明改修機器一覧表
	7	南小学校 グラウンド照明配置図
	8	南小学校 グラウンド照明改修機器一覧表
	9	江名子小学校 グラウンド照明配置図
	10	江名子小学校 グラウンド照明改修機器一覧表

※図面の縮尺はA 2 版サイズによるものとする

電 気 設 備 工 事 仕 様 書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称 学校グラウンド照明LED化工事

2. 工事場所 北小学校グラウンド：高山市桐生町2丁目 地内 山王小学校グラウンド：高山市片野町6丁目 地内
南小学校グラウンド：岡本町1丁目 地内 江名子小学校グラウンド：高山市江名子町 地内

3. 都市計画法等

区 分	北小学校	山王小学校	南小学校	江名子小学校
都市計画区域 内・外	市街化区域内	市街化区域内	市街化区域内	市街化区域外
用途地域	第二種住居地域	第一種住居地域	第二種住居地域	無指定
防火地域	指定なし	準防火地域	指定なし	指定なし
建築基準法22条区域 内・外	区域内	区域内	区域内	区域内

4. 工事項目 (○印内に番号記入のもの及び 印のみ適用する)

工事項目	北小学校 グラウンド	山王小学校 グラウンド	南小学校 グラウンド	江名子小学校 グラウンド		
○ 高圧受変電設備						
○ 自家発電設備						
○ 幹線設備						
○ 動力設備						
① 電灯設備						
・ 照明設備						
・ コンセント設備						
○ グラウンド照明設備	○	○	○	○		
・ 設備						
○ 放送、電気時計設備						
・ 設備						
・ 電気時計設備						
○ 電話設備						
・ 電話配管設備						
・ 電話機器設備						
・ LAN配管設備						
○ 表示、警報設備						
・ 設備						
・ 警備保障会社用配管設備						
○ インターホン設備						
・ 設備						
・ 設備						
○ テレビ共聴設備						
○ 防災設備						
・ 自動火災報知設備						
・ 自動閉鎖装置設備						
・ ガス漏れ警報設備						
・ 誘導灯設備						
・ 非常用照明設備						
・ 非常進入灯設備						
・ 非常用コンセント設備						
・ 非常警報設備						
・ 漏電火災警報設備						
○ 避雷針設備						
○ 構内配電線路（強電）						
○ 構内配電線路（弱電）						
○ 録ヒーター設備						
○ 太陽光発電設備						
② 撤去工事（既設グラウンド照明）	○	○	○	○		

5. 別途工事

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様 (○印のみ適用する)

特記仕様及び図面に記載なき事項は、全て下記仕様による。

○ 工事請負契約書

○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 2025年版 (国土交通大臣官庁官庁営繕部監修)

○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 2025年版 (国土交通大臣官庁官庁営繕部監修)

○ 公共建築改修工事標準仕様書 2025年版 (国土交通大臣官庁官庁営繕部監修)

・ 公共住宅建設工事共通仕様書 2025年版 (公共住宅事業者等連絡協議会監修)

○ 内線規程 2022年版 (電気技術基準調査委員会編集)

○ 放送機器、通信機器、その他弱電機器等の仕様は、各機材メーカー標準と読み替える。

2. 特記仕様 (項目は番号に 印記入のもの、選択式の特記事項は 印のみ適用する)

項 目	特 記 事 項
① 適用範囲（1）	この特記仕様書、図面及び現場説明書（質疑応答を含む）に記載されていない事項は全て国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（R7年版）、公共建築改修工事標準仕様書（R7年版）による。

② 適用範囲（2）

③ 法規等の事項

④ 工事実績情報の作成・登録

⑤ 提出書類

⑥ 下請負契約

⑦ 重点監督対象工事

⑧ 事故報告

⑨ 建設工事保険（火災保険含む）

⑩ 損害保険

⑪ 質 疑

⑫ 設計変更

⑬ 軽微な変更等

⑭ 実施状況の提出について

⑮ 立会検査

⑯ 使用材料

17 ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

⑱ 材料試験

設計図書間等に相違がある場合の優先順位は下記の通りとする。

1）質疑応答書 2）現場説明書 3）工事仕様書 4）標準特記仕様書（添付された場合に限る） 5）図面 6）公共建築改修工事標準仕様書 7）公共建築工事標準仕様書

本工事に関係する法律、政令、省令、告示、各地方公共団体の内規基準、指針、指導等に準拠する。

受注者は、公共建築工事標準仕様書に基づき施工するものとする。

公共建築工事標準仕様書 第1編 第1章 1－1－4 工事実績情報の登録により、工事受注代金額500万円以上の工事について「CORINS」を作成、登録することとする。

手続きの流れは別紙のとおりとする。

高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することができる。

本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、当該契約の相手方を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。

当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その取扱いによるものとする。

工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に提出する。

工事にあたり建設工事保険または相当する保険に加入し、加入を証する書面の写しを工事着手後14日以内に提出すること。 加入期間は工事着手より、完成検査引渡しまでの期間を満足すること。

工事中出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを監督職員に提出する。

1）損害の補填条件

a. 火災、落雷、爆発又は破裂

b. 台風、旋風、暴風、暴風雨の風災

2）保険金

原則として請負金額とする。

3）保険の期間

保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後15日までとする。

4）協議

この取扱いにより難い事項については、必要に応じて請負者は、監督職員と協議するものとする。

本工事の設計図書に関する質疑は、工事着手前に確かめておかなければならない。設計図書に記載がなくとも、外観上、構造上、当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い施工しなければならない。

建築主の希望、その他により設計変更が生じる時は、原則として当該工事の見積書を予め提出し、承認を受けた後変更工事に着手する。尚この場合の見積単価については契約時のものとする。但し、本工事施工において工術上必要な微細な工事変更については、監督員の指示に従い受注者の工事費負担により施工する。

現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法等の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合の請負金額の変更は行わない

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について工事完了時までに所定の様式により提出することが出来る。

下記の項目については、監督員の立会検査を受け、検査立合記録書に監督員の了承を得るものとする。

○各種製品検査 ○各種仕上検査 ○工事中間検査及び竣工検査

○本工事使用資材については、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの含まれる量等に充分注意し資材の選定を行うこと。

○上記が含まれる資材を使用する場合は監督員と協議し、指定濃度となるよう枯らし期間を充分取り施工を行うこと。

・ホルムアルデヒド及び及び揮発性有機化合物の基準を定める。

ホルムアルデヒド	100μg/m ³ (0.08ppm)以下
トルエン	260μg/m ³ (0.07ppm)以下
キシレン	870μg/m ³ (0.20ppm)以下
スチレン	220μg/m ³ (0.05ppm)以下
エチルベンゼン	3,800μg/m ³ (0.88ppm)以下
パラジクロロベンゼン	240μg/m ³ (0.04ppm)以下

・受注者は上記の基準以下であることを別途建築工事を行う検査にて確認し、工期内に引渡しを行うこと。又ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準値以上だった場合は、受注者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用の全ては受注者の負担とする。

本工事に使用する材料の内、監督員より指示あるものに関してはその成績表を提出するか、又は監督員の承認する試験所で試験を行い、承認を受けなくてはならない。尚試験に要する費用は全て受注者の負担とする。

19 他工事との取合い

⑳ 既存との取合い

㉑ 撤去工事

㉒ 再利用機器

㉓ 発生材の処理

㉔ 産業廃棄物の適正処理

25 新築時廃棄物

㉖ 再資源化施設への搬出

㉗ 再生資材計画書及び再生資源利用促進計画書（コプリス・プラス）

28 再生資材の利用

29 残土処分

30 はつり

㉙ 耐震施工

32 あと施工アンカー引抜き試験

33 配線器具

34 フラッシュプレート

35 別途工事

㉚ 工事方法

本工事と他工事との取合いは、別紙「工事区分表」による。

本工事施工に伴う既存設備の軽微な加工、改造は、本工事とする。

撤去及び取壊し工事は、事前に既存設備の概要を把握し、他に影響が及ばないよう充分検討した上で着工する。

撤去した後再利用する機器は、清掃及び絶縁測定の上、良品のみ使用する。 但し、機器品質の良否判定は、監督員の指示に従う。

引渡しを要するものは監督員の指定する場所に整理しリストを作成の上施設管理者へ引渡す。又引渡しを要しないものは全て場外に搬出し下記の産業廃棄物適正処理の項及び関係法令等に従い適正に処理する。

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い産業廃棄物関連書類の提出並び確認及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されている事を確認しなければならない。 廃棄物マニフェストE票を一覧にし提出する。

処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の規定を遵守し適正に処理する。

混合物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。

工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。

・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・木屑 ・繊維屑 ○ガラス・プラスチック

・石膏ボード ○鉄・アルミ・ステンレス屑 ○ガラス・陶磁器屑

建設工事リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完了後に同計画書の実施報告書を提出とする。

下記の資材については再生資材を使用する。

資材名	規格	使用場所
再生加熱アスファルト混合物	プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）	構内アスファルト
再生クラッシャーラン		アスファルト舗装下

・ ※構外搬出適切処理

片道の運搬距離（ ）km

注記）上記については積算上の条件明示であり、提示する条件と異なる場合は監督職員と協議する。

・ 構内指示の場所にたい積する。

・ 構内指示の場所に敷きならす。

・ 構内盛土に利用。

はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督員に報告を行うこと。 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

1）設計用水平地震力

機器の重量 [kg f] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。

なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設置場所	機器種別	一般の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 観上及び埋蔵	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水機器（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水機器（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
水機器（※1）		1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】（※1）：水機器には、オイルタンク等を含む。

重要機器

・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 逆流電源装置 ・ 文書無停電電源装置

・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置

上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は地上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

2）設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・ あと施工アンカーの引抜き試験は1ロット毎に行い成績表を提出するものとする。

配線器具は、下記を標準とする。

・ 大角形適用型 ・ ワイドハンドル型 ・

プレートは、下記を標準とする。

・ 樹脂製（洋風モダン） ・ 新金属製

・ 電力会社外線工事費負担 ・ 光ケーブル（CATV）引込工事

・ NTT引込工事、電話配線及び機器工事

・ 光ケーブル引込工事、LAN配線及び機器工事

・ 警備保障配線工事及び機器納入、取付

○ 電力、電話等の引込方法、位置については、関係会社等と打合せの上、監督員の指示に従う。

・ 建築基準法及び消防法で定められた非常用電源回路には、赤色で用途を明記する。

・ 分電盤からの立上り予備配管として、予備の配線用遮断器が4個以下の場合はPF22を1本、5個以上の場合は2本以上天井裏まで立上げる。（露出配管の場合はC－25とする）

・ 配管工事のみで電線を入線しない場合は、導入線（1.2m/mビニル被覆鉄線）を挿入する。

共 通 事 項

共 通 事 項

共 通 事 項

⑳ 工事保証

38 経年検査

㉑ 施工調査

㉒ 工事着手協議

㉓ 電子メールの利用

㉔ 工事書類の簡素化について

㉕ ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について

㉖ 改修工事注記事項

・ 鋼製電線管の露出部分の塗装箇所は、監督員の指示による。（エッチングプライマー下処理の後、指定色OP2回塗り）

○ 位置ボックスは、原則としてアウトレットボックスとする。

○ 建物内で、配管の1区間が30m以上となる場合は、途中にプルボックス又はジョイントボックスを設ける。

・ F P板（スタイロフォーム等）打込みの部分に取付ける位置ボックスには、保温及び結露防止処置を施す。（外壁部のみ）

○ ジョイントボックス等、配線器具を実装しない位置ボックスに取付けるプレートには、用途を明記する。

・ 分電盤、制御盤及び端子盤には、盤名称を記したネームプレート（樹脂製、エッチング文字）を設ける。

・ フロープレートは密着型で、水平高低調整リング付とする。

・ 接地工事は下記による。

接 地 の 種 類	記 号	接 地 抵 抗 値
・ 共 同 接 地	E _A 、E _D	10Ω以下
・ 第 A 種	E _A	10Ω以下
・ 第 B 種	E _B	Ω以下
・ 第 D 種	E _D	100Ω以下
・ 避 雷 設 備	E _L	10Ω以下
・ 通 信 用	E _A	10Ω以下
・ //	E _D	100Ω以下

・ 接地極の附近には接地極埋設槽を設け、種別、埋設位置、深さ、埋設年月日、接地抵抗測定値を明記する。

・ 防火区画貫通部の耐火処置の仕様は下記とする。

(イ) 建築基準法 告示 第3183号に準拠

(ロ) (財)日本建築センター（BCJ）防災評定品の使用

建築竣工引渡し後、原則として5年以内（特に指定のある工種を除く）において、工事不良の発生じたと認められる損害等については、受注者の費用負担にて迅速丁寧に改修しなければならない。ただし工事不良が故意又は重大な過失により生じた場合は10年間とする。

建築竣工引渡後1年が経過した時点において係員立合のもとで1年検査を行い、工事不良の発生じたと認められる損害等についても、係員の指示に従い改修しなければならない。尚、その費用については受注者の負担とする。

○ 事前調査（○ 本工事 ・ 別途 ）

○ 調査項目（○ 既存資料調査 ○ 既設配線ルート ）

○ 調査範囲（ ・ 図示 ○ 工事範囲 ）

○ 調査方法（ ・ 図示 ○ 目視 ）

1）本工事の受注者は、契約後1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議行うこと。

2）協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。

3）協議に当たって、発注者側は監督員及び係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。

4）協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。

実地にあたっては「工事書類簡素化要領」（技191号平成22年6月30日改正）に基づいて実施すること。

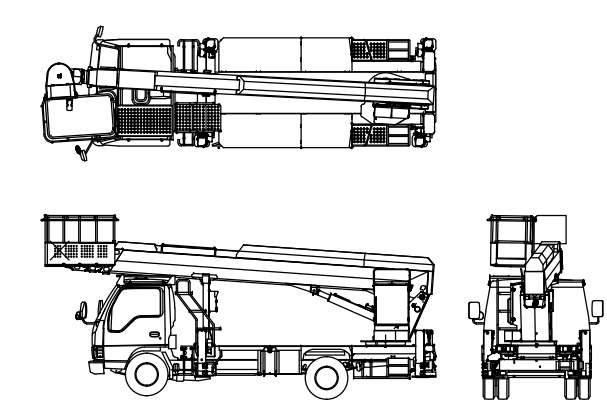
1）ディーゼルエンジンを動力とする車両にはJIS規格の軽油を使用すること。

2）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。

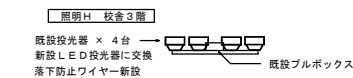
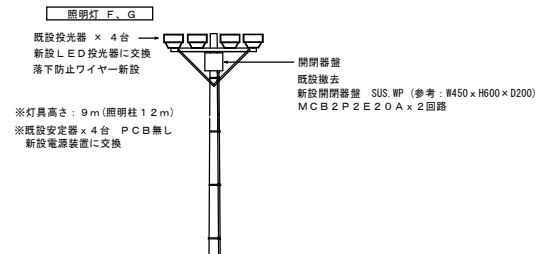
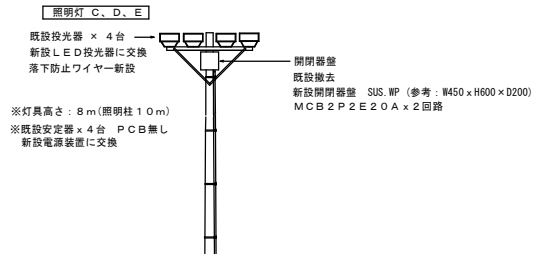
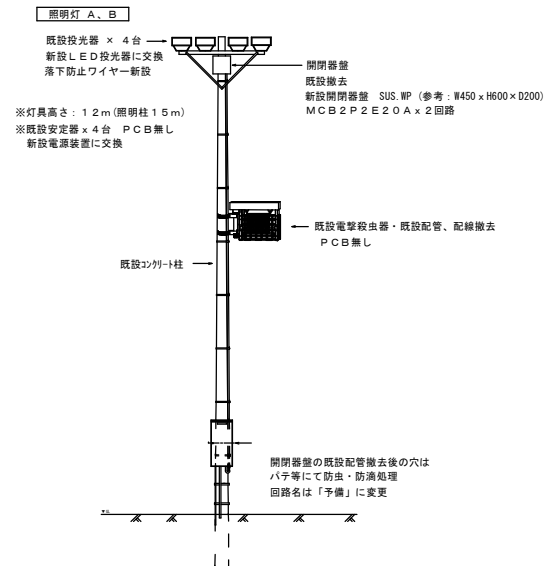
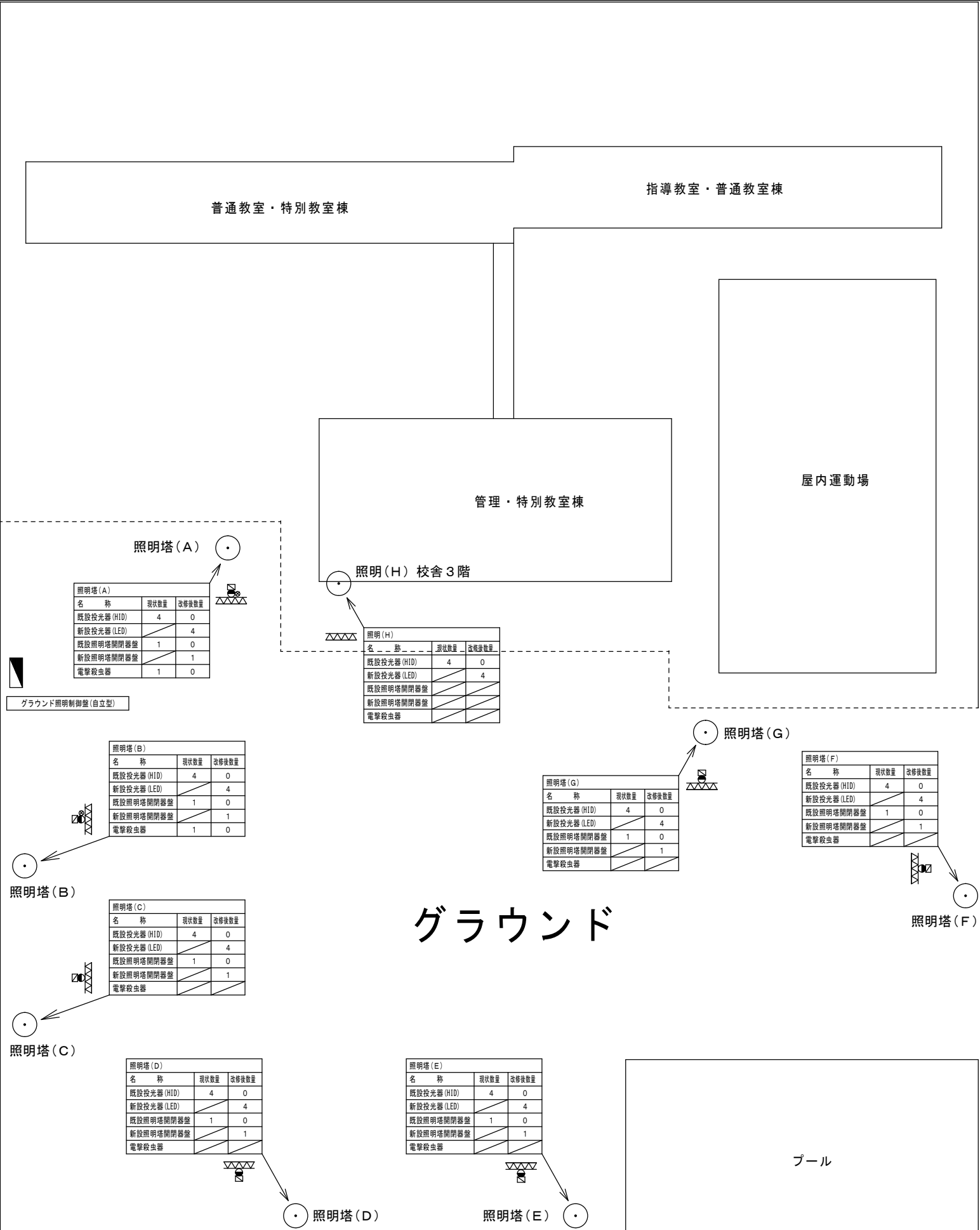
○ 本設計図書は、既存建物の新築時に於ける設計図に基づいて作成されている。 従って新築時の納まり、取合い等による変更、又は竣工後に行われた増改築及び設備の増設等により、既存の状態と既存図面との間に差異が生じ、本設計図書によることが困難な場合は、監督員と打合せの上、その指示に従う。

○ 撤去工事に於いて、事前に工事前施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施工するものとする。

工事名	学校グラウンド照明LED化工事			
図 名	電気設備工事特記仕様書1			
縮 尺	—	番 号	10 枚の内 1 号	
設 計 年月日	令和8年 7月			
設 計	(有)匠来設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号			
高 山 市				

共通事項		① 図面明記無き場合でも改修工事に於いて不要となる機器は監督員と協議の上、原則撤去処分とする。 ・ 不要となる隠蔽部既設配管を利用し、新設配線を施工出来る部分については積極的に利用とする。 ② 図面上、配管及び線び施工表記の部分も調査の上、ケーブル隠蔽施工が可能な場合はケーブル隠蔽施工とする。 ③ 上記、2項目に於いて金額の増減は無いものとする。 ④ 工事範囲外の部屋は工事期間内も使用する為、機器及び配線撤去の際には事前に施工前調査で既設配線ルート等の調査を行い、工事範囲外の部屋の電気設備に影響が有無を確認の事。 既設電気設備に影響が有る場合は監督員と協議の上、配線迂回、仮電源の準備等の必要と思われる仮設備工事を行う事。 ⑤ 別途機器への接続は、本工事とする。 ⑥ 変図の寸法、形状は参考とする。 ⑦ 本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事(現場閉所)とする。 詳細は、「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」による。 ⑧ 適用する ⑨ 適用しない	① 電 気 方 式 2 配 線 方 法 ③ 照明器具の吊ボルト ④ 照明器具の取付 ⑤ 落下防止ワイヤー 6 床付コンセント ⑦ 照度測定 ⑧ 設計照度 ⑨ 既設架台への取付 ⑩ 既設配線への接続 11 盤類の再塗装	① 単相2線式 200V ・ 単相2線式 100V ② 三相3線式 200V ・ 銅製電線管 ・ 硬質ビニル電線管 (VE) ・ ケーブルラック ③ ケーブル配線 (イ)吊りボルトを必要とする機種及び施工方法は「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」によりものとする。 改修工事に於いて吊りボルト用あと施工用アンカーは本工事とする。 (ロ)その他の照明器具は、上記による他、位置ボックスにネジ止め、又はフィクスチュアスタッド等を使用し支持する。 (ハ)特殊な照明器具は、上記による他、係員の指示による。 (ニ)照明器具を木、その他可燃物に取付ける場合は、遮熱を考慮する。 照明器具は支持材等を用い構造体に取付とし、垂直方向に光が照射出来るようにするものとする。 落下防止ワイヤーは構造体に支持とする。 ・ ワンタッチ飛び出し型 ・ インナー型 ・ ハイテンション型 ・ フリーアクセスフロアー適合品 照度測定は工事着工時に現状照度測定と工事完了後に初期照度測定の2回行うものとする。 測定方法はJIS-C-7612に基づく照度測定(メッシュ状)を行い測定結果を測定表及び照度分布図で係員へ提出する事とする。 照度基準は日本工業規格照度基準JIS Z 9110-11に基づき、基準以上の照度とする。 北 小学校 初期照度(測定時) 平均150Lx以上 山王小学校 初期照度(測定時) 平均150Lx以上 南 小学校 初期照度(測定時) 平均150Lx以上 江名子小学校 初期照度(測定時) 平均150Lx以上 既設投光器架台へ取付とするが、取付穴及び器具の落下防止等既設架台への加工等は本工事とする。 なお、既設架台の腐食等で取付が困難な場合は係員と協議の上、対応策を検討するものとする。 既設より台数及び電気容量が変更となる為、負荷バランスを考慮し均等となるように既設配線への接続を行う事とする。 屋外設置の照明塔開閉器盤(ステンレス及び樹脂製は除く)とグラウンド照明制御盤は再塗装とする。 下地処理(ケレン、錆落とし)の上、耐候性塗料(DP)とする。	Ⅲ. 仮 設 工 事 <table><tr><th>項 目</th><th>特 記 事 項</th></tr><tr><td>① 仮 設 計 画</td><td>① 建物位置と敷地との相対関係、資材搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し係員の承認を受けること ② 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑を掛けないよう配慮すること。又通学時間は避けるか、進入経路に安全係員を配備すること。 ③ 構内既存の施設 ④利用できる(⑤有償・無償) ⑥利用できない ⑦ 施工に先立ち既存設備の詳細について現地調査を行い、現状図にて施工上の留意事項を明確に監督員へ報告すること。 ⑧ 工事完了後建物引渡し前に全体の清掃を行い、工事中の破損箇所は原形復旧すること。 ⑨ 工事過程において、既設諸施設に損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧を行う。 ⑩ 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。 ⑪ 工事施工にあたっては「騒音規制法」「振動規制法」「岐阜県公害防止条例」等の規定に遵守し、低騒音・低振動型の重機を使用し、騒音・ほこり・運搬等により付近の住民に迷惑を及ぼさないように対策を十分に講ずること。 ⑫ 設計図書に記載がなく、工事に必要な仮設・撤去・移設・養生等が発生した場合は係員のもと速やかに対処すること。尚、その費用については請負者の負担とする。</td></tr><tr><td>② 工事用水</td><td></td></tr><tr><td>③ 工事電力</td><td></td></tr><tr><td>④ 現 地 調 査</td><td></td></tr><tr><td>⑤ 掃 除 復 旧</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 安 全 点 検</td><td></td></tr><tr><td>⑦ そ の 他</td><td></td></tr></table>	項 目	特 記 事 項	① 仮 設 計 画	① 建物位置と敷地との相対関係、資材搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し係員の承認を受けること ② 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑を掛けないよう配慮すること。又通学時間は避けるか、進入経路に安全係員を配備すること。 ③ 構内既存の施設 ④利用できる(⑤有償・無償) ⑥利用できない ⑦ 施工に先立ち既存設備の詳細について現地調査を行い、現状図にて施工上の留意事項を明確に監督員へ報告すること。 ⑧ 工事完了後建物引渡し前に全体の清掃を行い、工事中の破損箇所は原形復旧すること。 ⑨ 工事過程において、既設諸施設に損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧を行う。 ⑩ 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。 ⑪ 工事施工にあたっては「騒音規制法」「振動規制法」「岐阜県公害防止条例」等の規定に遵守し、低騒音・低振動型の重機を使用し、騒音・ほこり・運搬等により付近の住民に迷惑を及ぼさないように対策を十分に講ずること。 ⑫ 設計図書に記載がなく、工事に必要な仮設・撤去・移設・養生等が発生した場合は係員のもと速やかに対処すること。尚、その費用については請負者の負担とする。	② 工事用水		③ 工事電力		④ 現 地 調 査		⑤ 掃 除 復 旧		⑥ 安 全 点 検		⑦ そ の 他		仮 設 高所作業車仕様(参考)  ① 競技場半面は一般利用のままの作業となる為、日々の作業に於いて作業終了後は支障の無い位置まで移動させるものとする。
	項 目	特 記 事 項																				
	① 仮 設 計 画	① 建物位置と敷地との相対関係、資材搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し係員の承認を受けること ② 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑を掛けないよう配慮すること。又通学時間は避けるか、進入経路に安全係員を配備すること。 ③ 構内既存の施設 ④利用できる(⑤有償・無償) ⑥利用できない ⑦ 施工に先立ち既存設備の詳細について現地調査を行い、現状図にて施工上の留意事項を明確に監督員へ報告すること。 ⑧ 工事完了後建物引渡し前に全体の清掃を行い、工事中の破損箇所は原形復旧すること。 ⑨ 工事過程において、既設諸施設に損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧を行う。 ⑩ 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。 ⑪ 工事施工にあたっては「騒音規制法」「振動規制法」「岐阜県公害防止条例」等の規定に遵守し、低騒音・低振動型の重機を使用し、騒音・ほこり・運搬等により付近の住民に迷惑を及ぼさないように対策を十分に講ずること。 ⑫ 設計図書に記載がなく、工事に必要な仮設・撤去・移設・養生等が発生した場合は係員のもと速やかに対処すること。尚、その費用については請負者の負担とする。																				
	② 工事用水																					
③ 工事電力																						
④ 現 地 調 査																						
⑤ 掃 除 復 旧																						
⑥ 安 全 点 検																						
⑦ そ の 他																						
	<table><tr><th>項 目</th><th>特 記 事 項</th></tr><tr><td>① 高所作業車仕様</td><td>① バケット積載荷重 200kg又は2名以上 ② バケット最大地上高 2.2～2.3m ③ アウトリガー付 ④ 車種については 共通事項「43. ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について」に準ずる。 ⑤ 照明塔1基につき0.5日～1.5日 ⑥ グラウンドは学校及び一般利用のままの作業となる為、日々の作業に於いて作業終了後は支障の無い位置まで移動させるものとする。 ⑦ 作業時間中も容易に作業範囲内に入れないように簡易バリアード等で注意勧告をするものとする。 ⑧ グラウンドへの搬入の際にはグラウンドコンディションの状態に留意し、場合によってはローラー等でタイヤ痕の整地を行う事とする。</td></tr><tr><td>② 設置期間</td><td></td></tr><tr><td>③ 作業期間の移動</td><td></td></tr><tr><td>④ グラウンド養生</td><td></td></tr></table>	項 目	特 記 事 項	① 高所作業車仕様	① バケット積載荷重 200kg又は2名以上 ② バケット最大地上高 2.2～2.3m ③ アウトリガー付 ④ 車種については 共通事項「43. ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について」に準ずる。 ⑤ 照明塔1基につき0.5日～1.5日 ⑥ グラウンドは学校及び一般利用のままの作業となる為、日々の作業に於いて作業終了後は支障の無い位置まで移動させるものとする。 ⑦ 作業時間中も容易に作業範囲内に入れないように簡易バリアード等で注意勧告をするものとする。 ⑧ グラウンドへの搬入の際にはグラウンドコンディションの状態に留意し、場合によってはローラー等でタイヤ痕の整地を行う事とする。	② 設置期間		③ 作業期間の移動		④ グラウンド養生												
項 目	特 記 事 項																					
① 高所作業車仕様	① バケット積載荷重 200kg又は2名以上 ② バケット最大地上高 2.2～2.3m ③ アウトリガー付 ④ 車種については 共通事項「43. ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について」に準ずる。 ⑤ 照明塔1基につき0.5日～1.5日 ⑥ グラウンドは学校及び一般利用のままの作業となる為、日々の作業に於いて作業終了後は支障の無い位置まで移動させるものとする。 ⑦ 作業時間中も容易に作業範囲内に入れないように簡易バリアード等で注意勧告をするものとする。 ⑧ グラウンドへの搬入の際にはグラウンドコンディションの状態に留意し、場合によってはローラー等でタイヤ痕の整地を行う事とする。																					
② 設置期間																						
③ 作業期間の移動																						
④ グラウンド養生																						
○ 高圧受変電設備	1 電 気 方 式 2 変 圧 器 容 量 3 コンデンサ容量 4 盤 形 式 5 受変電設備基礎 6 接 地 7 そ の 他	・ 一次側 三相3線式 6,600V ・ 二次側 三相3線式 200V ・ " 単相3線式 200/100V ・ " 相 線式 V 三相: kVA x1 kVA x1 単相: kVA x1 高圧進相コンデンサ: . kVar x1 . kVar x1 直列リアクトル: . kVar x1 . kVar x1 ・ キュビクル型(屋外型) 高圧閉鎖型 開放型 ・ 本工事 別途工事(建築) ・ 第1種接地、第3種接地及び特別第3種接地の接地極は共用し、その接地抵抗値は10Ω以下とする。 ・ 高圧地絡保護装置がある場合には、第2種接地極も共用とする。 ・ 既設接地線へ接続とする。 ・ 本工事は既設高圧受変電設備の改修工事一切とし、改修内容は別図による。 ・ 本工事は既設支所電源併用の為、工事に伴う停電工事の時期及び期間は施工時に支所の予定、機器の納入時期も考慮し早めに打合せを行う事とする。	① 撤去工事 ② 施工調査 ② 撤去工事注意事項	① 撤去及び取壊し工事は、事前に既存設備の概要を把握し、他に影響が及ばないよう充分検討した上で着工する。 ① 事前調査(②本工事 ③別途) ② 調査項目(②既存資料調査 ③既設配線ルート) ③ 調査範囲(・図示 ③工事範囲) ④ 調査方法(・図示 ④目視) ⑤ 今回工事に於いて不要となる、配管配線は全て撤去とする。 ⑥ 施工調査を行い既設照明塔及びグラウンド照明設備に於いて図示以外未使用及び不要となっている既設電気設備機器類については撤去とする。 なお、未使用のものについては係員と協議とするが原則撤去とする。																		
○ 自家発電設備	1 電 気 方 式 2 用 途 3 施 工 仕 様 4 そ の 他	単相3線式 200/100V 定格出力: 15KW ・ 非常用(防災設備) 常用(一般電源) 併用 建築基準法に 準拠する 準拠しない 消防法に 準拠する 準拠しない 原動機及び発電機と付属機器間の燃料油及び冷却水等の配管、制御用の配線、機器の調整等は、メーカー責任施工とする。	② 撤去工事																			
○ 幹線設備	1 電 気 方 式 2 配 線 方 法 3 分 電 盤	・ 動 力 三相3線式 200V ・ " 三相4線式 V ・ 電 灯 単相3線式 200/100V ・ " 単相2線式 200V ・ " 単相2線式 100V ・ 銅製電線管 ・ 硬質ビニル電線管(VE) ・ ケーブルラック ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂可とう電線管(PF) ・ 金属ダクト ・ 線び配線 ・ ドアの裏面の充電部には、感電防止処置を施す。	① A 発生材の処分	共通事項 24. 産業廃棄物の適正処理 に基づき適切な廃棄処分とする 撤去前に目視による点灯確認の上、正常点灯品のみを段ボールに梱包の上、高山市へ引き渡しとする。 梱包箱には使用していた施設名、ランプの種類、ワット数を記載するものとする。 なお、不点灯品、点灯にチラつきがある物は照明器具同様に廃棄処分とする。																		
○ 動力設備	1 電 気 方 式 2 配 線 方 法 3 制 御 盤 4 そ の 他	三相3線式 200V ・ 銅製電線管 ・ 硬質ビニル電線管(VE) ・ ケーブルラック ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂可とう電線管(PF) ・ 金属ダクト ・ 線び配線 ・ ドアの裏面の充電部には、感電防止処置を施す。 別途機器への接続は、本工事とする。																				

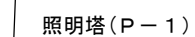
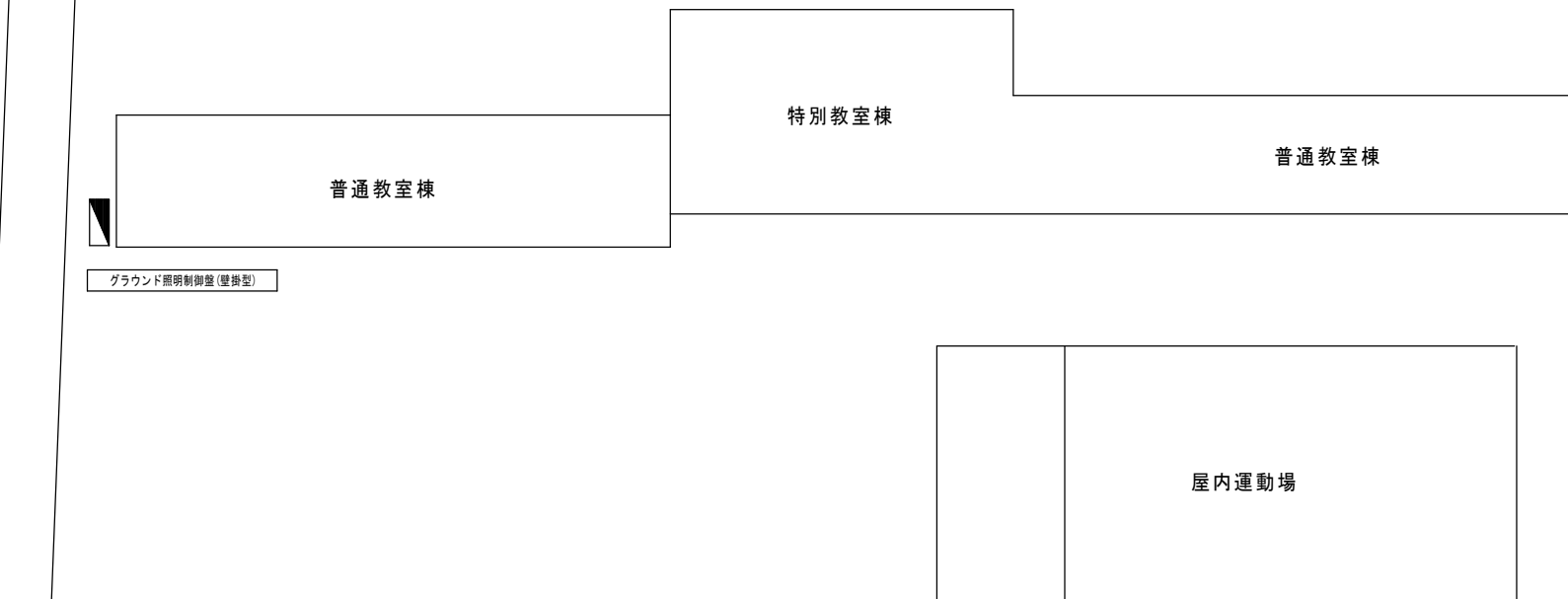
工事名	学校グラウンド照明LED化工事		
図 名	電気設備工事特記仕様書2		
縮 尺	—	番 号	10 枚の内 2 号
設 計 年月日	令和8年 7月		
設 計	(有)匠栄設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号		
高 山 市			



凡 例		
記 号	名 称	仕 様
●	照明塔	コンクリートボール
▷	投光器	現状：HID器具 今回工事：LED器具へ取替
⊗	電撃殺虫器	撤去
■	グラウンド照明制御盤	銅板製キャビネット 現状のまま使用
□	各照明塔開閉器盤	キャビネット 撤去(銅板製) → 新設(SUS製)

- 注記1. 既設灯具の架台・コンクリート柱・基礎は既設を再使用する。
- 注記2. 照明器具の角度・向きの調整は、メーカー設計照度分布図（照射角度図）を基準に調整する。
※初期照度(測定時) 平均150Lx以上
- 注記3. 撤去した既存ランプの再利用が可能なものは、清掃し、段ボールにて梱包の上高山市へ引渡しとする。

工事名	学校グラウンド照明LED化工事		
図 名	北小学校 グラウンド照明配置図		
縮 尺	1 / 4 0 0	番 号	1 0 枚の内 3号
設 計 年月日	令和8年 7月		
設 計	(有)匠栄設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号		
高 山 市			

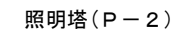
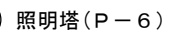


照明塔(P-1)残置灯		
名 称	現状数量	改修後数量
既設投光器(HID)	6	0
新設投光器(LED)		6
電撃殺虫器	1	0

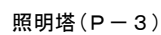
腐食防水ブリカ交換 F24・30



腐食防水ブリカ交換 F24・30

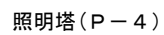


名 称	现状数量	改修後数量
既設投光器(HID)	4	0
新設投光器(LED)		4
電撃殺虫器	1	0



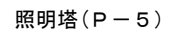
照明塔 (P-3)		
名 称	现状数量	改修後数量
既設投光器 (HID)	6	0
新設投光器 (LED)		6
電擊殺虫器	1	0

腐食防水ブリカ交換 F24

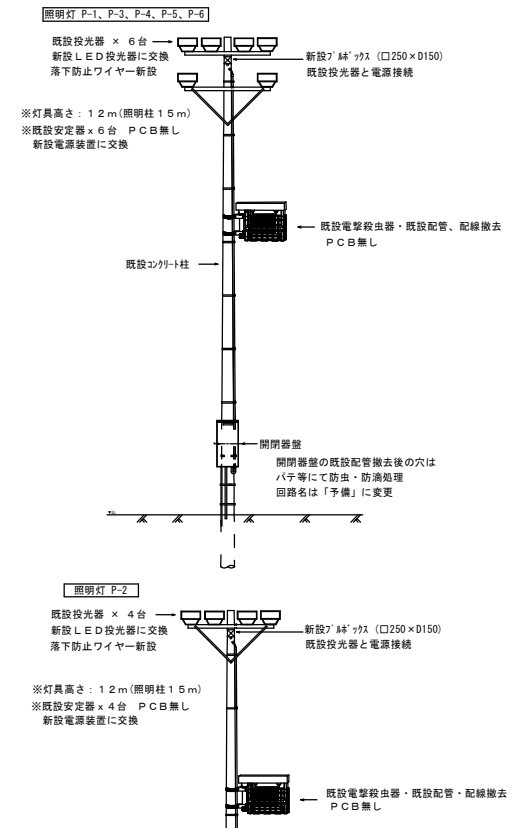


照明塔(P-4)		
名 稱	現狀數量	改修後數量
既設投光器(HID)	6	0
新設投光器(LED)		6
電擊殺虫器	1	0

腐食防水ブリカ交換 F24・30



照明塔(P-5)		
名 称	现状数量	应修数量
既設投光器(HID)	6	0
新設投光器(LED)		6
電擊殺虫器	1	0



注記１．既設灯具のみの更新とし、架台・コンクリート柱・基礎は既設を再使用する。

注記２．照明器具の角度・向きの調整は、メーカー設計照度分布図（照射角度図）を基準に調整する。
※初期照度（測定時） 平均 50 Lx 以上

注記３．撤去した既存ランプの再利用が可能なものは、清掃し、段ボールにて梱包の上高山市へ引渡しとする。

凡 例		
記 号	名 称	仕 様
●	照明塔	コンクリートポール
▷	投光器	現状：HID器具 今回工事：LED器具へ取替
⊗	電撃殺虫器	撤去
■	グラウンド照明制御盤	銅板製キャビネット 現状のまま使用
☒	各照明塔開閉器盤	銅板製キャビネット 現状のまま使用

工事名	学校グラウンド照明LED化工事		
図 名	山王小学校 グラウンド照明配置図		
縮 尺	1/400	番 号	10 枚の内 5号
設 計 年月日	令和8年 7月		
設 計	(有)匠栄設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号		
高 山 市			

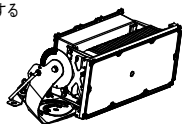
現状・改修後

山王小学校グラウンド照明改修機器一覧表

種別	盤名称	仕様	数量	撤去工事				新設工事				
				工事内容			現状のまま	工事内容			既設のまま	備考
				撤去	取外し(廃棄付)	取外し(保管)		新設	取外し(廃棄品)	既設のままで		
照明塔(P-1) 残置灯	コンクリートポール	地上高：1.5m 灯具高：1.2m	1本				○				○	
	開閉器盤	銅板製 屋根付	1面				○				○	
	開閉器盤二次側配管配線	投光器 ※防水ブリカ交換 F24・30	1式 ※1			※1	※1		※1	※1	腐食配管交換	
	#	電撃殺虫器 (撤去)	1式 ○				/	/	/			
	投光器架台	2段	1式				○			○		
	投光器(HID)	1000W型 (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	同上ランプ	1000W (撤去)	6本 劣化、不点灯	良品			/	/	/			
	同上安定器	東芝 10BHS-209HW-B(PCB無し) (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	電撃殺虫器	安定器 東芝・FBC-30152A(PCB無し) (撤去)	1台 ○				/	/	/			
	投光器(LED)	A1000 (新設)	6台	/	/	/		○			既設投光器架台に取付	
ブルボックス(電源接続用)	W250 x H250 x D150 SUS ﾎﾌﾞﾂ蓋 接地端子付 (新設)	1個	/	/	/		○			コンクリートポールに取付		
照明塔(P-2)	コンクリートポール	地上高：1.5m 灯具高：1.2m	1本				○				○	
	開閉器盤	銅板製 屋根付	1面				○				○	
	開閉器盤二次側配管配線	投光器 ※防水ブリカ交換 F24・30	1式 ※1			※1	※1		※1	※1	腐食配管交換	
	#	電撃殺虫器 (撤去)	1式 ○				/	/	/			
	投光器架台	2段	1式				○			○		
	投光器(HID)	1000W型 (撤去)	4台 ○				/	/	/			
	同上ランプ	1000W (撤去)	4本 劣化、不点灯	良品			/	/	/			
	同上安定器	東芝 10BHS-209HW-B(PCB無し) (撤去)	4台 ○				/	/	/			
	電撃殺虫器	安定器 東芝・FBC-30152A(PCB無し) (撤去)	1台 ○				/	/	/			
	投光器(LED)	A1000 (新設)	4台	/	/	/		○			既設投光器架台に取付	
ブルボックス(電源接続用)	W250 x H250 x D150 SUS ﾎﾌﾞﾂ蓋 接地端子付 (新設)	1個	/	/	/		○			コンクリートポールに取付		
照明塔(P-3)	コンクリートポール	地上高：1.5m 灯具高：1.2m	1本				○				○	
	開閉器盤	銅板製 屋根付	1面				○				○	
	開閉器盤二次側配管配線	投光器 ※防水ブリカ交換 F24	1式 ※1			※1	※1		※1	※1	腐食配管交換	
	#	電撃殺虫器 (撤去)	1式 ○				/	/	/			
	投光器架台	2段	1式				○			○		
	投光器(HID)	1000W型 (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	同上ランプ	1000W (撤去)	6本 劣化、不点灯	良品			/	/	/			
	同上安定器	東芝 10BHS-209HW-B(PCB無し) (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	電撃殺虫器	安定器 東芝・FBC-30152A(PCB無し) (撤去)	1台 ○				/	/	/			
	投光器(LED)	A1000 (新設)	6台	/	/	/		○			既設投光器架台に取付	
ブルボックス(電源接続用)	W250 x H250 x D150 SUS ﾎﾌﾞﾂ蓋 接地端子付 (新設)	1個	/	/	/		○			コンクリートポールに取付		
照明塔(P-4)	コンクリートポール	地上高：1.5m 灯具高：1.2m	1本				○				○	
	開閉器盤	銅板製 屋根付	1面				○				○	
	開閉器盤二次側配管配線	投光器 ※防水ブリカ交換 F24・30	1式 ※1			※1	※1		※1	※1	腐食配管交換	
	#	電撃殺虫器 (撤去)	1式 ○				/	/	/			
	投光器架台	2段	1式				○			○		
	投光器(HID)	1000W型 (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	同上ランプ	1000W (撤去)	6本 劣化、不点灯	良品			/	/	/			
	同上安定器	東芝 10BHS-209HW-B(PCB無し) (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	電撃殺虫器	安定器 三興電機・2003/7 4340703(PCB無し) (撤去)	1台 ○				/	/	/			
	投光器(LED)	A1000 (新設)	6台	/	/	/		○			既設投光器架台に取付	
ブルボックス(電源接続用)	W250 x H250 x D150 SUS ﾎﾌﾞﾂ蓋 接地端子付 (新設)	1個	/	/	/		○			コンクリートポールに取付		
照明塔(P-5)	コンクリートポール	地上高：1.5m 灯具高：1.2m	1本				○				○	
	開閉器盤	銅板製 屋根付	1面				○				○	
	開閉器盤二次側配管配線	投光器	1式				○				○	
	#	電撃殺虫器 (撤去)	1式 ○				/	/	/			
	投光器架台	2段	1式				○			○		
	投光器(HID)	1000W型 (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	同上ランプ	1000W (撤去)	6本 劣化、不点灯	良品			/	/	/			
	同上安定器	東芝 10BHS-209HW-B(PCB無し) (撤去)	6台 ○				/	/	/			
	電撃殺虫器	安定器 三興電機・2003/7 4340703(PCB無し) (撤去)	1台 ○				/	/	/			
	投光器(LED)	A1000 (新設)	6台	/	/	/		○			既設投光器架台に取付	
ブルボックス(電源接続用)	W250 x H250 x D150 SUS ﾎﾌﾞﾂ蓋 接地端子付 (新設)	1個	/	/	/		○			コンクリートポールに取付		

改修後

山王小学校グラウンド照明器具一覧表

A1000	LED×1(400.0W)(昼白色)(中角配光) 69000lm(MF1000W(Sタイプ)×1相当)
公共施設型番：LPJ1M-500 既設品を撤去の上、取付 既設配線延長は本工事とする	
	
MODEL) NY30537K LE2	
本体	アルミ(コーヒープラウン)
前面パネル	ポリカーボネート(透明)
アーム	鋼材(溶融亜鉛メッキ)
	電源ユニット内蔵、防雨型・重耐塩害仕様
	光源寿命40000時間(光束維持率85%)
落下防止ワイヤー	付属

工事名	学校グラウンド照明LED化工事		
図名	山王小学校グラウンド照明改修機器一覧表		
縮尺	—	番号	10枚の内6号
設計年月日	令和8年7月		
設計	(有)匠栄設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号		

高山市



普通教室棟・特別教室棟

屋内運動場

照明塔（E）

照明塔（D）

照明塔（D）残置灯			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	6	0	
新設投光器（LED）		6	
電撃殺虫器	1	0	

照明塔（E）			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	5	0	
新設投光器（LED）		5	
電撃殺虫器	1	0	

照明塔（F）

照明塔（F）			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	6	0	
新設投光器（LED）		6	
電撃殺虫器	1	0	

照明塔（C）

照明塔（C）			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	6	0	
新設投光器（LED）		6	
電撃殺虫器	1	0	

照明塔（B）

照明塔（B）			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	5	0	
新設投光器（LED）		5	
電撃殺虫器	1	0	

照明塔（A）			
名 称	現状数量	改修後数量	
既設投光器（HID）	6	0	
新設投光器（LED）		6	
電撃殺虫器	1	0	

※ 幹線EM-CE060sqに交換・配管改修、CT撤去

照明塔（A）

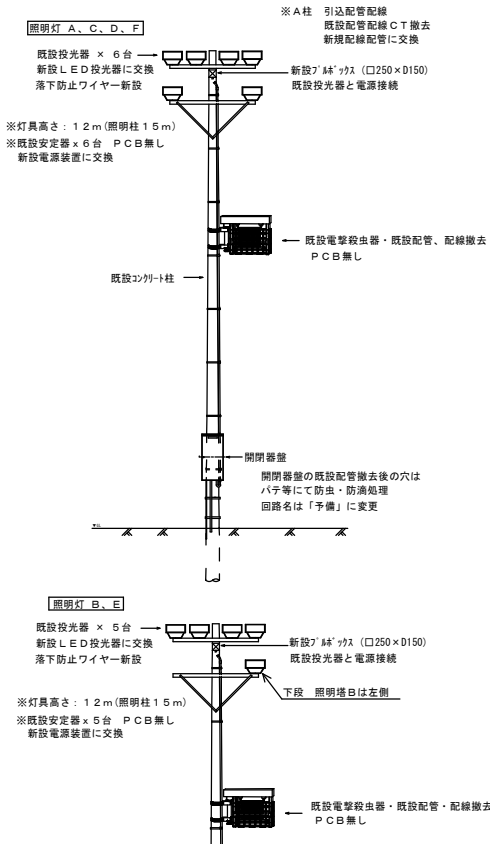


グラウンド照明制御盤（自立型）

02ヒ459

※ 契約主幹ブレーカー交換
※ その他改修内容A-10による

プール



- 注記1. 既設灯具のみの更新とし、架台・コンクリート柱・基礎は既設を再使用する。
- 注記2. 照明器具の角度・向きの調整は、メーカー設計照度分布図（照射角度図）を基準に調整する。
※初期照度（測定時） 平均150Lx以上
- 注記3. 中部電力低圧電灯契約を減設変更手続する。
主幹ブレーカー変更 契約内容は高山市と協議決定する。
- 注記4. 撤去した既存ランプの再利用が可能なものは清掃し、段ボールにて梱包の上高山市へ引渡しとする。

凡 例		
記 号	名 称	仕 様
●	照明塔	コンクリートポール
▷	投光器	現状：HID器具 今回工事：LED器具へ取替
⊗	電撃殺虫器	撤去
■	グラウンド照明制御盤	銅板製キャビネット 現状のまま使用
■	各照明塔開閉器盤	銅板製キャビネット 現状のまま使用
電圧計	中部電力 電力量計	1Φ200V ※契約減設変更 既設33KW契約 CT付 No.039
●	中部電力 引込柱	02ヒ459

工事名	学校グラウンド照明LED化工事		
図 名	江名子小学校 グラウンド照明配置図		
縮 尺	1 / 4 0 0	番 号	1 0 枚の内 9 号
設 計 年月日	令和8年 7 月		
設 計	(有)匠栄設計 戸谷 栄一 1級建築士 第177004号		
高 山 市			

現状・改修後		江名子小学校　グラウンド照明改修機器一覧表										改修後		江名子小学校　グラウンド照明照明器具一覧表													